

令和7年度

一般会計
特別会計
水道事業会計
下水道事業会計

予算・予算説明書

武蔵野市

総目次

予 算

令和7年度武蔵野市一般会計予算	1
令和7年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算	11
令和7年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算	15
令和7年度武蔵野市介護保険事業会計予算	17
令和7年度武蔵野市水道事業会計予算	21
令和7年度武蔵野市下水道事業会計予算	25

予算説明書

一般会計

1 総括	31
2 歳入	35
3 歳出	89

特別会計

特別会計総括	397
国民健康保険事業会計	403
後期高齢者医療会計	435
介護保険事業会計	451

水道事業会計	479
--------	-----

下水道事業会計	521
---------	-----

予 算 説 明 書 目 次

一般会計

1 総 括

(歳 入)	32
(歳 出)	33

2 歳 入

(1) 市 税	36
(2) 地 方 譲 与 税	38
(3) 利 子 割 交 付 金	40
(4) 配 当 割 交 付 金	40
(5) 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	40
(6) 法 人 事 業 税 交 付 金	40
(7) 地 方 消 費 税 交 付 金	42
(8) 環 境 性 能 割 交 付 金	42
(9) 地 方 特 例 交 付 金	42
(10) 地 方 交 付 税	42
(11) 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	44
(12) 分 担 金 及 び 負 担 金	44
(13) 使 用 料 及 び 手 数 料	44
(14) 国 庫 支 出 金	50
(15) 都 支 出 金	58
(16) 財 産 収 入	74
(17) 寄 附 金	74
(18) 繰 入 金	76
(19) 繰 越 金	78
(20) 諸 収 入	78
(21) 市 債	84

3 歳 出

(1) 議 会 費	90
(2) 総 務 費	92
(3) 民 生 費	170
(4) 衛 生 費	232
(5) 労 働 費	262
(6) 農 業 費	264
(7) 商 工 費	270
(8) 土 木 費	278
(9) 消 防 費	310

(10) 教 育 費	322
(11) 公 債 費	376
(12) 諸 支 出 金	376
(13) 予 備 費	378
給与費明細書	380
債務負担行為に関する調書	390
地方債に関する調書	394

特別会計

特別会計総括	397
国民健康保険事業会計	403
後期高齢者医療会計	435
介護保険事業会計	451

水道事業会計

予算実施計画	480
予算実施計画明細書	482
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	502
給与費明細書	503
予定貸借対照表（当年度分）	510
予定損益計算書（当年度分）	512
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	513
予定貸借対照表（前年度分）	514
予定損益計算書（前年度分）	516
注記	517

下水道事業会計

予算実施計画	522
予算実施計画明細書	526
予定キャッシュ・フロー計算書（当年度分）	542
給与費明細書	543
債務負担行為に関する調書	550
予定貸借対照表（当年度分）	552
予定損益計算書（当年度分）	554
予定キャッシュ・フロー計算書（前年度分）	555
予定貸借対照表（前年度分）	556
予定損益計算書（前年度分）	558
注記	559

令和7年度武蔵野市一般会計予算

令和7年度武蔵野市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,028,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和7年2月21日提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市	税	46,393,777 ^{千円}
	1 市 民 税	22,768,610
	2 固 定 資 産 税	18,920,323
	3 軽 自 動 車 税	63,713
	4 市 た ば こ 税	841,000
	5 事 業 所 税	653,000
	6 都 市 計 画 税	3,147,131
2 地 方 譲 与 税		199,850
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	44,500
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	138,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	17,350
3 利 子 割 交 付 金		118,800
	1 利 子 割 交 付 金	118,800
4 配 当 割 交 付 金		416,000
	1 配 当 割 交 付 金	416,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		447,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	447,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		925,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	925,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		3,811,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	3,811,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金		70,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	70,000
9 地 方 特 例 交 付 金		72,161
	1 地 方 特 例 交 付 金	72,000
	2 地 方 特 別 交 付 金	161
10 地 方 交 付 税		100
	1 地 方 交 付 税	100
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,500
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,500
12 分 担 金 及 び 負 担 金		249,357
	1 負 担 金	249,357

款	項	金額
13 使用料及び手数料		1,534,326 ^{千円}
	1 使用料	832,233
	2 手数料	702,093
14 国庫支出金		12,152,792
	1 国庫負担金	10,364,657
	2 国庫補助金	1,762,702
	3 委託金	25,433
15 都支出金		11,010,788
	1 都負担金	3,407,587
	2 都補助金	6,994,741
	3 委託金	608,460
16 財産収入		479,193
	1 財産運用収入	478,901
	2 財産売却収入	292
17 寄附金		805,100
	1 寄附金	805,100
18 繰入金		4,495,303
	1 特別会計繰入金	283,572
	2 基金繰入金	4,211,731
19 繰越金		700,000
	1 繰越金	700,000
20 諸収入		1,334,953
	1 延滞金、加算金及び過料	24,500
	2 市預金利子	301
	3 貸付金元利収入	10,922
	4 受託事業収入	777,694
	5 収益事業収入	50,000
	6 雑収入	471,536
21 市債		2,800,000
	1 市債	2,800,000
歳入合計		88,028,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		475,125 ^{千円}
	1 議 会 費	475,125
2 総 務 費		12,444,965
	1 総 務 管 理 費	8,126,046
	2 徴 税 費	799,962
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	699,851
	4 選 挙 費	228,338
	5 統 計 調 査 費	147,227
	6 市 民 活 動 費	2,361,547
	7 監 査 委 員 費	81,994
3 民 生 費		38,956,098
	1 社 会 福 祉 費	17,268,506
	2 児 童 福 祉 費	17,328,559
	3 生 活 保 護 費	4,359,033
4 衛 生 費		7,326,532
	1 保 健 衛 生 費	3,698,406
	2 清 掃 費	3,628,126
5 労 働 費		57,209
	1 労 働 諸 費	57,209
6 農 業 費		98,248
	1 農 業 費	98,248
7 商 工 費		1,501,869
	1 商 工 費	1,501,869
8 土 木 費		7,428,208
	1 土 木 管 理 費	727,286
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,707,009
	3 都 市 計 画 費	2,629,795
	4 住 宅 費	702,453
	5 緑 化 公 園 費	1,661,665
9 消 防 費		2,205,299
	1 消 防 費	2,205,299

款	項	金額
10 教 育 費		15,980,809 ^{千円}
	1 教 育 総 務 費	2,910,446
	2 小 学 校 費	3,241,457
	3 中 学 校 費	4,317,312
	4 特 別 支 援 教 育 費	255,757
	5 社 会 教 育 費	2,280,642
	6 保 健 体 育 費	1,201,241
	7 学 校 給 食 費	1,773,954
11 公 債 費		1,373,396
	1 公 債 費	1,373,396
12 諸 支 出 金		80,242
	1 土 地 開 発 公 社 費	80,242
13 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出	合 計	88,028,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市庁舎放送設備更新工事	令和8年度	23,044
市庁舎外壁及び排煙窓改修基本・実施設計業務	令和8年度	78,366
中央コミュニティセンターバリアフリー化等改修工事	令和8年度	198,072
吉祥寺西コミュニティセンター大規模改修工事	令和8年度から 令和9年度まで	261,013
本宿コミュニティセンター大規模改修工事	令和8年度	233,455
障害者福祉センター改築工事	令和8年度から 令和9年度まで	1,693,157
消防団第6分団詰所改築基本・実施設計業務	令和8年度	20,149
第五小学校改築工事	令和8年度から 令和9年度まで	6,777,507
市民会館大規模改修工事	令和8年度	425,080
武蔵野庭球場等改修工事	令和8年度	180,009
武蔵野市立自然の村の管理運営	令和7年度から 令和9年度まで	武蔵野市立自然の村の管理運営に要する額
境南コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	境南コミュニティセンターの管理運営に要する額
西久保コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	西久保コミュニティセンターの管理運営に要する額

事 項	期 間	限 度 額
吉祥寺東コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	吉祥寺東コミュニティセンターの管理運営 に要する額
中央コミュニティセンター中町集会所 の管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	中央コミュニティセンター中町集会所の管 理運営に要する額
中央コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	中央コミュニティセンターの管理運営に要 する額
吉祥寺北コミュニティセンターの管理 運営	令和7年度から 令和11年度まで	吉祥寺北コミュニティセンターの管理運営 に要する額
本町コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	本町コミュニティセンターの管理運営に要 する額
八幡町コミュニティセンターの管理運 営	令和7年度から 令和11年度まで	八幡町コミュニティセンターの管理運営に 要する額
関前コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	関前コミュニティセンターの管理運営に要 する額
関前コミュニティセンター分館の管理 運営	令和7年度から 令和11年度まで	関前コミュニティセンター分館の管理運営 に要する額
御殿山コミュニティセンターの管理運 営	令和7年度から 令和11年度まで	御殿山コミュニティセンターの管理運営に 要する額
桜堤コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	桜堤コミュニティセンターの管理運営に要 する額
吉祥寺南町コミュニティセンターの管 理運営	令和7年度から 令和11年度まで	吉祥寺南町コミュニティセンターの管理運 営に要する額
緑町コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	緑町コミュニティセンターの管理運営に要 する額
西部コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	西部コミュニティセンターの管理運営に要 する額

事 項	期 間	限 度 額
吉祥寺西コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	吉祥寺西コミュニティセンターの管理運営 に要する額
吉祥寺西コミュニティセンター分館の 管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	吉祥寺西コミュニティセンター分館の管理 運営に要する額
けやきコミュニティセンターの管理運 営	令和7年度から 令和11年度まで	けやきコミュニティセンターの管理運営に 要する額
本宿コミュニティセンターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	本宿コミュニティセンターの管理運営に要 する額
武蔵野市立武蔵野市民文化会館の管理 運営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市立武蔵野市民文化会館の管理運営 に要する額
武蔵野市立武蔵野公会堂の管理運営	令和7年度から 令和8年度まで	武蔵野市立武蔵野公会堂の管理運営に要す る額
武蔵野市立吉祥寺美術館の管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市立吉祥寺美術館の管理運営に要す る額
武蔵野市立松露庵の管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市立松露庵の管理運営に要する額
武蔵野市立吉祥寺シアターの管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市立吉祥寺シアターの管理運営に要 する額
武蔵野市立みどりのこども館の管理運 営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市立みどりのこども館の管理運営に 要する額
武蔵野市障害者福祉センターの管理運 営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市障害者福祉センターの管理運営に 要する額
武蔵野市放課後等デイサービス施設の 管理運営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市放課後等デイサービス施設の管理 運営に要する額
武蔵野市立高齢者総合センターの管理 運営	令和7年度から 令和11年度まで	武蔵野市立高齢者総合センターの管理運営 に要する額

事 項	期 間	限 度 額
武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンターの管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立高齢者総合センターデイサービスセンターの管理運営に要する額
武蔵野市立北町高齢者センターの管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立北町高齢者センターの管理運営に要する額
武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（老人デイサービス）の管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立北町高齢者センターコミュニティケアサロン（老人デイサービス）の管理運営に要する額
武蔵野市桜堤ケアハウスの管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市桜堤ケアハウスの管理運営に要する額
武蔵野市立0123吉祥寺の管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立0123吉祥寺の管理運営に要する額
武蔵野市立0123はらっぱの管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立0123はらっぱの管理運営に要する額
武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立武蔵野商工会館市民会議室の管理運営に要する額
武蔵野市立吉祥寺図書館の管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立吉祥寺図書館の管理運営に要する額
武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスの管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立ひと・まち・情報創造館武蔵野プレイスの管理運営に要する額
武蔵野市立体育施設の管理運営	令和7年度から令和11年度まで	武蔵野市立体育施設の管理運営に要する額
武蔵野市土地開発公社の公共用地先行取得事業	令和7年度から令和16年度まで	武蔵野市土地開発公社が取得した用地等の買取りに要する額
金融機関に対する債務保証	令和7年度から令和16年度まで	武蔵野市が武蔵野市土地開発公社に委託した業務につき公社が融資を受けた元金及び利子

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高齢者施設整備事業	千円 300,000	証書借入れ 又は証券発行	5.0パーセント 以内	借入れの時から据置期間を含め、25年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。
小学校改築事業	500,000			
中学校改築事業	2,000,000			
合 計	2,800,000			

令和7年度武蔵野市国民健康保険事業会計予算

令和7年度武蔵野市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,885,999千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算における同一款内での各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に係る予算額に過不足を生じた場合とする。

令和7年2月21日提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険税		3,141,453 千円
	1 国民健康保険税	3,141,453
2 国庫支出金		1
	1 国庫補助金	1
3 都支出金		8,657,494
	1 都補助金	8,657,494
4 繰入金		2,048,016
	1 一般会計繰入金	2,048,016
5 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
6 諸収入		29,035
	1 延滞金、加算金及び過料	20,020
	2 市預金利息	1
	3 雑入	9,014
歳入合計		13,885,999

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		82,192 千円
	1 総 務 管 理 費	29,527
	2 徴 税 費	52,665
2 保 険 給 付 費		8,541,028
	1 療 養 諸 費	7,418,002
	2 高 額 療 養 費	1,062,240
	3 移 送 費	150
	4 出 産 育 児 諸 費	39,000
	5 葬 祭 諸 費	7,500
	6 結 核 精 神 医 療 給 付 金	13,636
	7 傷 病 手 当 金	500
3 国民健康保険事業費納付金		5,036,932
	1 医 療 給 付 費 分	3,358,062
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,236,274
	3 介 護 納 付 金 分	442,596
4 保 健 事 業 費		161,347
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	134,667
	2 保 健 事 業 費	26,680
5 諸 支 出 金		54,500
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	54,500
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		13,885,999

令和7年度武蔵野市後期高齢者医療会計予算

令和7年度武蔵野市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,609,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月21日提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,856,344 千円
	1 後期高齢者医療保険料	2,856,344
2 使用料及び手数料		2
	1 手 数 料	2
3 繰 入 金		1,620,697
	1 一般会計繰入金	1,620,697
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		131,260
	1 延滞金、加算金及び過料	501
	2 償還金及び還付加算金	2,100
	3 受託事業収入	110,859
	4 雑 入	17,800
歳 入	合 計	4,609,303

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		25,941 千円
	1 総 務 管 理 費	25,941
2 分担金及び負担金		4,380,494
	1 広域連合負担金	4,380,494
3 保 健 事 業 費		174,666
	1 保 健 事 業 費	122,516
	2 葬 祭 諸 費	52,150
4 諸 支 出 金		23,202
	1 償還金及び還付加算金	5,601
	2 一般会計繰出金	17,601
5 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出	合 計	4,609,303

令和7年度武蔵野市介護保険事業会計予算

令和7年度武蔵野市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,168,109千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和7年2月21日提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 保 險 料		2,901,491 千円
	1 介 護 保 險 料	2,901,491
2 使 用 料 及 び 手 数 料		100
	1 使 用 料	90
	2 手 数 料	10
3 国 庫 支 出 金		2,671,876
	1 国 庫 負 担 金	2,174,143
	2 国 庫 補 助 金	497,733
4 支 払 基 金 交 付 金		3,371,977
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,371,977
5 都 支 出 金		1,916,453
	1 都 負 担 金	1,852,552
	2 都 補 助 金	63,901
6 財 産 収 入		7,617
	1 財 産 運 用 収 入	7,617
7 繰 入 金		2,297,395
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,117,932
	2 基 金 繰 入 金	179,463
8 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
9 諸 収 入		200
	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	160
	2 雑 入	40
歳 入 合 計		13,168,109

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		398,853 千円
	1 総 務 管 理 費	398,853
2 保 険 給 付 費		12,389,833
	1 保 険 給 付 費	12,389,833
3 地 域 支 援 事 業 費		354,316
	1 地 域 支 援 事 業 費	354,316
4 基 金 積 立 金		7,617
	1 基 金 積 立 金	7,617
5 諸 支 出 金		14,490
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,430
	2 一 般 会 計 繰 出 金	9,060
6 予 備 費		3,000
	1 予 備 費	3,000
歳 出	合 計	13,168,109

令和7年度武蔵野市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 給水栓数 | 91,716栓 |
| (2) 年間総給水量 | 16,428,257立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 45,009立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	水道事業収益	5,602,557	千円
第1項	営業収益	3,780,686	千円
第2項	営業外収益	84,357	千円
第3項	特別利益	1,737,514	千円
		支	出
第1款	水道事業費	5,448,402	千円
第1項	営業費用	3,863,020	千円
第2項	営業外費用	78,700	千円
第3項	特別損失	1,505,682	千円
第4項	予備費	1,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額676,293千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,897千円並びに減債積立金18,745千円並びに過年度分損益勘定留保資金237,150千円及び当年度分損益勘定留保資金353,501千円で補填するものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入	389,354	千円
第1項	企業債	346,350	千円
第2項	固定資産売却代金	1	千円

第3項	負担金	43,003千円
	支	出
第1款	資本的支出	1,065,647千円
第1項	建設改良費	803,081千円
第2項	企業債償還金	261,566千円
第3項	予備費	1,000千円
	(企業債)	

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	346,350千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和7年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 249,599千円
- (2) 交際費 10千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、64,764千円と定める。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘

令和7年度武蔵野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|------------------|
| (1) 年間有収水量 | 16,507,259立方メートル |
| (2) 1日平均有収水量 | 45,225立方メートル |
| (3) 主要な建設改良事業 | |
| ア スtockマネジメント推進事業(改築等(委託)) | 116,200千円 |
| イ スtockマネジメント推進事業(改築(工事)) | 217,142千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,069,593千円
第1項 営業収益	2,496,920千円
第2項 営業外収益	572,671千円
第3項 特別利益	2千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,006,588千円
第1項 営業費用	2,813,348千円
第2項 営業外費用	191,239千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額417,868千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,470千円並びに過年度分損益勘定留保資金349,398千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	652,193千円
第1項 企業債	319,600千円

第2項	出資金	24,567千円
第3項	補助金	145,150千円
第4項	負担金等	162,875千円
第5項	固定資産売却代金	1千円
	支 出	

第1款	資本的支出	1,070,061千円
第1項	建設改良費	701,051千円
第2項	固定資産購入費	2,881千円
第3項	企業債償還金	365,129千円
第4項	予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	319,600千円	証書借入れ又は証券発行の方法による。 起債の時期は令和7年度とする。ただし、その全部又は一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0パーセント以内	借入れの時から据置期間を含め、40年以内の償還とする。ただし、財政その他の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借り換えることができる。その他償還については、借入先の融資条件に従う。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用と営業外費用との間における流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 職員給与費(207,787千円)については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

令和 7 年 2 月 21 日 提出

東京都武蔵野市長 小美濃 安 弘